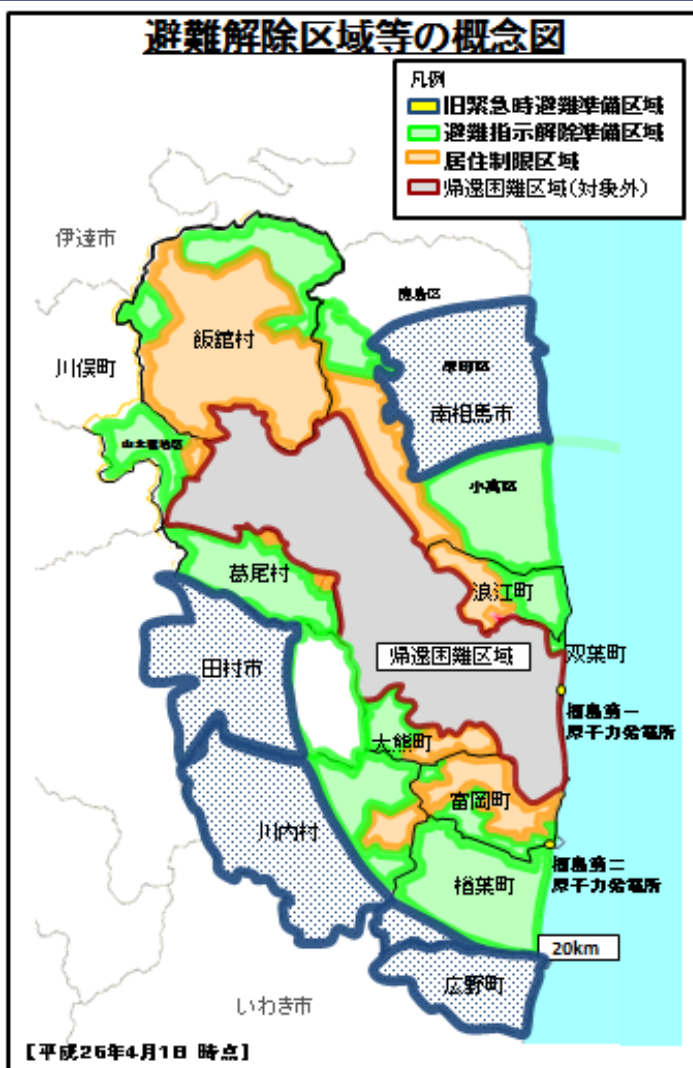


◎ 税制優遇措置を受けるために必要な手続きの期限が、平成26年9月29日までとなっております。(避難対象雇用者等雇用の場合)

- 避難解除区域等※においては、福島復興再生特別措置法等に基づき、対象となる事業者に所得税・法人税等の特例制度が措置されています。
- そのうち、旧緊急時避難準備区域(注)で事業再開の方が、避難対象雇用者等を雇用した場合の特例に必要な手続きの期限は、平成26年9月29日(月)までとなっておりますので、期限内に福島県知事の確認を受けられますようお願いします。

※ 避難解除区域等…避難解除区域、避難指示解除準備区域、居住制限区域



(注)「旧緊急時避難準備区域」
…第一原発から概ね20～30km圏内

〈対象となった区域〉 ※概念図 内

- 田村市(一部)
- 南相馬市(一部)
- 楡葉町(一部)
- 川内村(一部)
- 広野町(全域)

〈避難指示が出されていた期間〉
平成23年4月22日～平成23年9月30日

この解除の日から3年を経過する日(平成26年9月29日)までに、確認を受ける必要があります。

避難指示区域等		確認手続きの期限
旧緊急時避難準備区域		平成26年9月29日
避難指示解除準備区域	田村市 都路地区	平成29年3月31日 (平成26年4月1日解除)
	その他	避難指示解除から 3年経過日まで
居住制限区域		避難指示解除から 3年経過日まで
帰還困難区域		制度対象外

詳しくは、パンフレット『優遇税制のご案内』をご覧ください。
ご不明な点があれば、裏面の窓口へお問い合わせください。



《確認申請先》

県北地方振興局県税部	福島市中町1-19中町ビル	024-523-4698
県中地方振興局県税部	郡山市葉山1丁目1-1	024-935-1251
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	0242-29-5251
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5213
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	0246-24-6032

《国税(所得税・法人税)の特例措置の内容》

会津若松税務署	会津若松市城前1-82	0242-27-4311
いわき税務署	いわき市平字菱川町6-3	0246-23-2141
喜多方税務署	喜多方市字中島7513-3	0241-24-5050
郡山税務署	郡山市等前町20-11	024-932-2041
白河税務署	白河市中田5-1	0248-22-7111
須賀川税務署	須賀川市東町96	0248-75-2194
相馬税務署	相馬市中村字曲田92-2	0244-36-3111
田島税務署	南会津郡田島町田島字寺前甲2939-2	0241-62-1230
二本松税務署	二本松市亀谷1丁目29	0243-22-1192
福島税務署	福島市森合町16-6	024-534-3121

電話によるお問い合わせの場合は、自動音声に合わせて「0」を選択

《事業税・不動産取得税の申請手続》

事:事業税 不:不動産取得税

県北地方振興局県税部	福島市中町1-19中町ビル	事024-523-4698 不024-523-4699
県中地方振興局県税部	郡山市葉山1丁目1-1	事024-935-1251 不024-935-1254
県南地方振興局県税部	白河市昭和町269	0248-23-1517
会津地方振興局県税部	会津若松市追手町7-5	事0242-29-5251 不0242-29-5254
南会津地方振興局県税部	南会津郡南会津町田島字根小屋甲4277-1	0241-62-5213
相双地方振興局県税部	南相馬市原町区錦町1-30	0244-26-1126
いわき地方振興局県税部	いわき市平字梅本15	事0246-24-6032 不2046-24-6033